
プロジェクト	共通支配下の企業結合
項目	IASB ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」の概要

本資料の目的

1. IASB は 2020 年 11 月にディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」（以下「DP」という。）¹を公表した。コメント期限は本年 9 月 1 日である²。DP は、次のトピックから構成される。
 - (1) 共通支配下の企業結合プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の経緯、目的、範囲及び焦点（はじめに及びコメント募集、第 1 章）
 - (2) 測定方法の選択（第 2 章）
 - (3) 取得法の適用（第 3 章）
 - (4) 簿価法の適用（第 4 章）
 - (5) 開示要求（第 5 章）
2. 本資料は DP の概要を紹介している。

本プロジェクトの経緯、目的、範囲及び焦点

背景

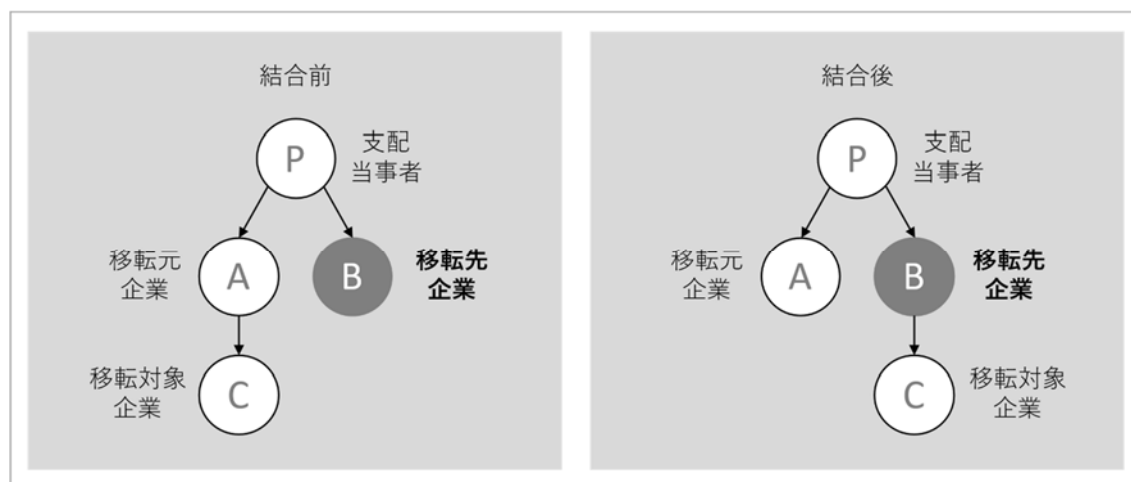
3. IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）の範囲は、共通支配下の企業結合（すべての結合企業又は結合事業が結合の前後両方で同じ当事者によって最終的に支配されている結合）を明示的に除外している。DP では、共通支配下の企業結合に関する単純な例を挙げて、次のとおり説明している。

¹ 次のウェブサイトを参照のこと。

<https://cdn.ifrs.org/-/media/project/business-combinations-under-common-control/discussion-paper-bcucc-november-2020.pdf>

² 新型コロナウイルス感染症の影響が継続していること等を考慮し、コメント期間を当初予定の 180 日から 270 日に延長する暫定決定が 2020 年 10 月の IASB ボード会議で行われた。

図表 1 共通支配下の企業結合 (DP 図 1.1)



4. 図表 1 の共通支配下の企業結合の例では、企業 C に対する支配が企業 A から企業 B に移転されており、すべての企業（企業 A、企業 B 及び企業 C の 3 社）が、取引の前後両方で、企業 P（支配当事者）によって最終的に支配されている。IFRS 基準は、この取引を企業 P、企業 A 及び企業 C が報告する方法に関する要求事項を定めている³。しかしながら、企業 B（移転先企業）による企業 C（移転対象企業）との結合の報告方法に関して具体的に適用される IFRS 基準はない。
5. このように、移転先企業は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の会計方針の選択に関する要求事項を適用して、共通支配下の企業結合について自社の会計方針を策定することが要求されている。
6. IASB が入手したフィードバックによると、例えば、移転先企業が共通支配下の企業結合に IFRS 第 3 号の取得法を用いて報告する場合もあれば、簿価法⁴を使用する場合もあるなど、実務の不統一が生じている。
7. 図表 2 は、図表 1 の単純な例を用いて、共通支配下の企業結合についての報告実務の相違を次のとおり要約している。

³ 企業 P（支配当事者）に対する影響は、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（以下「IFRS 第 10 号」という。）、企業 C（移転対象企業）の企業 B（新たな親会社）に関する情報の開示は、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」、企業 A（移転元企業）の企業 C（子会社）に対する支配の喪失は、IFRS 第 10 号で扱われているとしている。

⁴ 実務上、多様な簿価法が用いられているとしている。なお、簿価法の名称には、簿価引継法、持分プーリング法、合併会計などが含まれるが、DP の「簿価法」は、これらの総称であるとしている。

図表 2 報告実務の相違 (DP 表 1.1 に基づき作成)

	取得法	簿価法
企業Bは結合で受け取った企業Cの資産及び負債をどのように測定するか	公正価値 (限定的な例外あり)	簿価 – さまざまな簿価が実務で使用されており、例えば、次のいずれかが報告した簿価による - 企業C (移転対象企業) - 企業P (支配当事者)
企業Bは結合で受け取った企業Cのすべての識別可能な資産及び負債を認識するか	認識する (限定的な例外あり)	認識しない – 結合前に既に認識されていた資産及び負債のみ認識する
企業Bは結合の結果としてのれんを認識するか	認識する (結合で利得が生じる場合は除く)	認識しない
企業Bはどの日から企業Cの資産、負債、収益及び費用を財務諸表に含めるか	結合日から	さまざまなアプローチが適用されており、例えば、企業Cの資産、負債、収益及び費用を次の日から含める - 結合日 - 表示する最も古い期間の期首

8. DP では、取得法及び簿価法の相違点 (及び簿価法の適用方法の不統一) により、財務諸表利用者は、共通支配下の企業結合が移転先企業にどのような影響を与えたかを理解し、類似の取引を行う企業を比較することが困難となる可能性があるとしている。

本プロジェクトの目的

9. 前項の懸念を踏まえて、本プロジェクトの目的は、移転先企業における実務の不統一を削減し、共通支配下の企業結合の報告の透明性を改善するために考え得る要求事項を検討することにある。具体的には、IASB は財務諸表利用者に、目的適合性及び比較可能性のある、より良い情報を提供することを目指している。

本プロジェクトの範囲

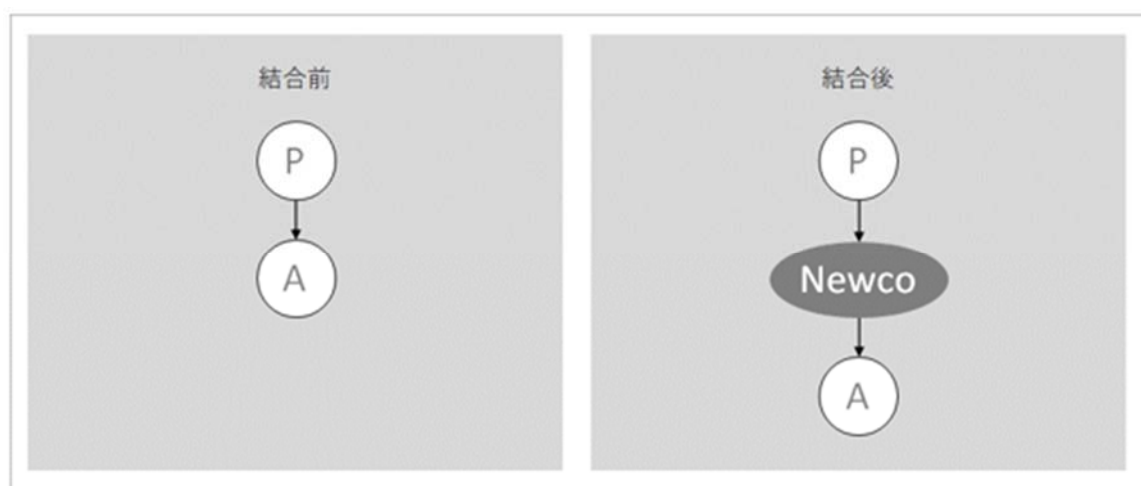
10. DP では、本プロジェクトの範囲について、次の 3 つの側面を議論している。

- (1) どの取引が本プロジェクトの範囲に含まれるか
- (2) どの企業の報告か
- (3) どの種類の財務諸表か

(どの取引が本プロジェクトの範囲に含まれるか)

11. 本プロジェクトは、本資料第 3 項に記載のとおり、IFRS 第 3 号の範囲から除外される共通支配下の企業結合に焦点を当てている⁵。
12. 企業結合は事業の移転を伴う。したがって、本プロジェクトで検討するすべての取引は、共通支配下の事業の移転を伴う⁶。
13. 単純化のため、DP では、企業の移転を伴う共通支配下の企業結合について議論するとしている⁷。
14. なお、本プロジェクトは、共通支配下の事業の移転を伴うが IFRS 第 3 号における企業結合の定義⁸を満たさない取引（グループ再編と呼ばれることがある。）も検討している。図表 3 は、IFRS 第 3 号の企業結合の定義を満たさない可能性のある事業の移転を例示している。本事例では、企業 A が企業 P によって支配されている。企業 P は新会社 Newco を設立し、企業 A に対する支配を Newco に移転する。

図表 3 IFRS 第 3 号の企業結合の定義を満たさない可能性のある事業の移転（DP 図 B. 3）



IFRS 第 3 号の B18 項は、企業結合を実行するために設立された新会社を取得企

⁵ IFRS 第 3 号は、共通支配下の企業結合について次のように記述している。
すべての結合企業又は結合事業が企業結合の前後両方で同じ当事者によって最終的に支配され、その支配が一時的なものではない企業結合。

⁶ 例えば、本プロジェクトの範囲に含まれるためには、本資料の図表 1 の企業 C（移転対象企業）は、事業を有していなければならないとされる。

⁷ ただし、IFRS 第 3 号で扱っている企業結合の場合と同様に、共通支配下の企業結合は必ずしも企業全体の移転を伴わないとしている。

⁸ DP の付録 A では、IFRS 第 3 号の付録 A を参照し、企業結合を次のように記述している。
取得企業が 1 つ又は複数の事業に対する支配を獲得する取引又はその他の事象。

業として識別できる状況を限定している。Newco を Newco と企業 A との結合における取得企業として識別できない場合には、当該結合における他の唯一の考えられる取得企業は企業 A となる。しかしながら、Newco は新設会社であるため、事業を有さない単なる合法的な抜け殻会社である可能性がある。Newco が事業を有していない場合、当該取引は企業結合の定義を満たさないことになる。それでも、当該取引は共通支配下の事業（企業 A）の移転を伴う。

IASB は、たとえ当該移転が IFRS 第 3 号における企業結合の定義を満たさない場合であっても、すべての共通支配下の事業の移転についての提案を開発すべきであるという予備的見解に至ったとしている。

15. IFRS 第 3 号は、共通支配下の企業結合について、共通支配が「一時的でない」ことを要求すること⁹に関するガイダンスを示していない。このため、一部の関係者は、特定の結合が IFRS 第 3 号の範囲外であるかどうかを検討する際に、当該要求の意味について疑問を提起しているが、IASB は、以下を含めて、すべての結合企業が同じ当事者によって最終的に支配されている事業の移転のすべてを本プロジェクトが扱うべきであるという予備的見解に至っている。

(1) 当該事業の移転に先立って外部者¹⁰からの取得があるか、又は当該移転の後に外部者への結合企業の 1 つ又は複数の売却が行われる。

(2) 当該事業の移転が外部者への結合企業の売却（株式公開による場合など）を条件としている¹¹。

（どの企業の報告か）

16. 本プロジェクトは、本資料第 4 項に記載のとおり、IFRS 基準に具体的な定めのない、共通支配下の企業結合における移転先企業（本資料の図表 1 の企業 B）の報告についての要求事項を検討している¹²。

（どの種類の財務諸表か）

17. 概して、本プロジェクトは、移転先企業が共通支配下の企業結合を連結財務諸表に

⁹ 前掲脚注 5 を参照。

¹⁰ 外部者とは、グループ外の当事者であるとしている。

¹¹ 株式公開による外部売却を条件とする結合の例については、DP の付録 B の設例 4 を参照。

¹² 移転先企業には、結合における直接の移転先企業のみではなく、その直接の移転先企業の親会社（もしあれば）のうち、結合の前に移転対象企業を支配していなかった企業も該当するとしている（DP の付録 B の設例 5 参照。）。

においてどのように報告すべきかを扱っているとしている¹³¹⁴。

本プロジェクトの焦点

18. DP では、自分たちの情報ニーズに合わせた情報を提供することを企業に要求することができないため、情報ニーズの多くを一般目的財務諸表に依拠しなければならない関係者（企業の現在の及び潜在的な株主、融資者及び他の債権者）を、移転先企業の一般目的財務諸表の利用者であるとしている¹⁵。
19. 共通支配下の企業結合における移転先企業の現在の株主は、支配当事者及び非支配株主で構成される。このうち、支配当事者は移転先企業を支配しているので、必要とする情報を移転先企業から入手できる¹⁶。したがって、DP では、支配当事者は結合に関する情報について当該財務諸表に依拠する必要があるとしている。
20. このため、本プロジェクトは、支配当事者や支配当事者の財務諸表の利用者の情報ニーズを扱わずに、移転先企業の一般目的財務諸表に情報ニーズの多くを依拠しなければならない移転先企業の現在の非支配株主、潜在的な株主、並びに現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者に共通の情報ニーズに焦点を当てている。
21. 図表 4 は、本プロジェクトが情報ニーズを検討している移転先企業の一般目的財務諸表の利用者を示している。

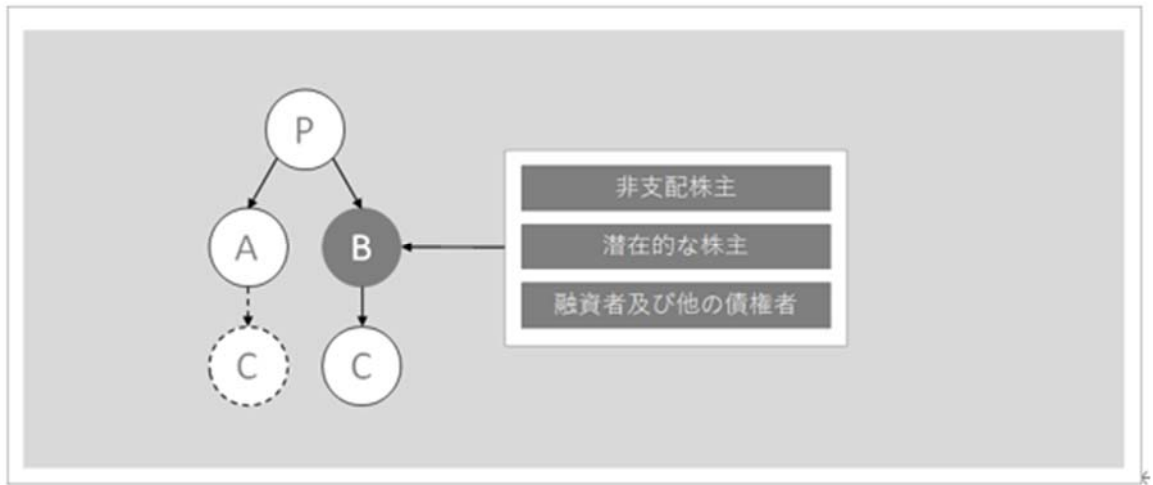
¹³ 連結財務諸表は、例えば、移転先企業が公開取引されている場合、又は公開市場における株式の発行の準備をしている場合には、作成を要求されるとしている。

¹⁴ （事務局注）以下 DP では、連結財務諸表も含めて「財務諸表」と総称している。

¹⁵ 「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）の 1.5 項（関連する脚注 4 を含む。）参照。

¹⁶ 支配当事者が移転先企業から直接入手可能な情報の例として、支配当事者が自らの連結財務諸表を作成できるようにするために必要となる情報、及び支配当事者が移転先企業の活動を指図するパワーを行使する時（支配当事者が移転先企業に共通支配下の企業結合を行うことを指図する時など）に入手する情報が挙げられている。

図表 4 移転先企業の財務諸表の利用者 (DP 図 1.2)



22. これらを踏まえて、次の質問が掲げられている。

質問 1
1. 10 項から 1. 23 項は、共通支配下の事業のすべての移転（本ディスカッション・ペーパーでは、共通支配下の企業結合と総称する）についての移転先企業による報告を扱う提案を開発すべきであるという当審議会の予備的見解について議論している。たとえ移転が次のいずれかである場合でも、すべての移転を扱うとしている。 (a) 先に外部者からの取得があるか、又は結合企業の 1 つ又は複数の外部者（すなわち、グループの外の当事者）への売却が後で行われる。 (b) 結合企業の外部者への売却（株式公開による場合など）を条件としている。 開発すべき提案の範囲についての当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような取引を当審議会が検討することを提案するか、また、その理由は何か。

ディスカッション・ポイント
DP の概要のうち、共通支配下の企業結合プロジェクトの経緯、目的、範囲及び焦点（はじめに及び第 1 章）について、ご質問があればいただきたい。

測定方法の選択（第 2 章）

23. 本トピックでは、共通支配下の企業結合において移転先企業が適用する測定方法の選択に関して、次の事項を議論している。

- (1) 測定方法の選択における IASB の主要な考慮事項
- (2) 非支配株主に影響を与える結合についてのコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮事項
- (3) IASB の予備的見解の適用の影響

測定方法の選択における IASB の主要な考慮事項

(論点)

24. IASB は、本プロジェクトで実施したリサーチ及び関係者のインプットを踏まえて、共通支配下の企業結合に適用すべき測定方法を検討している。DP では、特に次のことを検討している。
- (1) 共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似しているかどうか、また、どのような場合に類似しているか
 - (2) どのような情報が、移転先企業の財務諸表の利用者にとって最も有用となるか
 - (3) 当該情報の提供の便益は提供のコストを正当化するかどうか

(IASB の検討)

関係者の見解

25. 図表 5 は、本 DP の開発時に実施した協議の中で、関係者からのインプットとして示された見解の要約である。

図表 5 関係者の見解

	見解 A	見解 B	見解 C
内容	共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合とは異なる。	共通支配下の企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似している。	共通支配下の企業結合の一部は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似し、他は類似していない。
論拠	- 共通支配下における事業の移転は、当該事業に対する最終的な支配を変更しないため、共通支配下の企業結合には経済的実質がない。 - 支配当事者は、単に自ら	- 移転先企業の視点から見た場合、事業に対する支配が移転先企業に移転するため、共通支配下の企業結合には経済的実質がある。 - 支配当事者の視点は、本	- 共通支配下の企業結合はすべてが同じということではない。 - 例えば、移転先企業に結合の影響を受ける非支配株主が存在する場合は、IFRS 第 3 号が対象と

	の経済的資源をグループ内のある「場所」から別の「場所」に移動するだけである。	プロジェクトが焦点を当てている移転先企業及びその財務諸表には関連性がない。	する企業結合と類似している可能性がある。
測定方法	簿価法をすべての共通支配下の企業結合に適用すべきである。	- 取得法を共通支配下の企業結合に適用すべきである。 - ただし、取得法が生み出す情報の便益が取得法適用のコストを正当化しない場合は、簿価法を適用すべきである。	取得法も簿価法もいずれかをすべての共通支配下の企業結合に適用するようにすべきではない。取得法と簿価法を使い分けるべきである。

26. DP では、関係者の見解に共通の立場として、次の点を挙げている。

(1) 移転先企業の非支配株主に影響を与えない結合について

- ① 多くの関係者は、結合が移転先企業の融資者又は他の債権者に影響を与える場合や、結合企業の売却（例えば、株式公開）に備えて行われる場合であっても、簿価法の適用を概ね支持した。
 - i) 一部の投資家及び信用分析を専門にするアナリストは、信用分析の結果は、共通支配下の企業結合に適用されるのが取得法なのか簿価法なのかにはそれほど依存しないであろうという意見を示した。
 - ii) 結合が 100%所有の結合企業の売却又は上場に備えて行われる場合、当該企業の潜在的な株主に提供される情報は、当該結合について選択される法的構成に左右されるべきではないという指摘もあった（本資料の図表 8 参照）。

- ② 一部の関係者は、コストと便益を理由として簿価法を支持している。

(2) 移転先企業の非支配株主に影響を与える結合について

- ① 多くの関係者は、特に非支配株主の移転先企業に対する関与の程度が「実質的である」場合には、取得法の適用を概ね支持した。
- ② それらの関係者は、取得法の使用はそれらの非支配株主に有用な情報を提供するであろうと主張した。それらの関係者の一部は、非支配株主の存在は、当該取引が IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似することを示唆している可能性があるという見解を示した。

- ③ しかしながら、一部の関係者は、あらゆる共通支配下の企業結合について取得法の適用に反対した。

IASB の見解

27. IASB は、すべての共通支配下の企業結合が IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と異なるものであり異なる方法で会計処理すべきであるという見解には同意していない。
- (1) 共通支配下の企業結合においては、結合企業に対する最終的な支配は変化しないが、移転先企業にとっては、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合の場合と同様に、事業に対する支配を獲得するため、単なるグループ内の経済的資源の再配分ではない。
- (2) さらに、移転先企業に非支配株主がいる場合の共通支配下の企業結合は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合の場合と同様に、移転された経済的資源に対する最終的な所有持分が変動し、当該非支配株主は経済的資源に対する持分を取得するため、グループ内での経済的資源の単なる再配分ではない。
28. IASB は次に、どのような情報を共通支配下の企業結合に関して提供すべきかを決定するために、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合にどのくらい類似しているのかに関する指標を提供し、企業による評価を要求することを検討した¹⁷。しかしながら、IASB は、そのような評価は主観的となり、実務の不統一の軽減に役立たない可能性があるため、測定方法を選択する根拠とすべきではないという見解に至った。
29. 代わりに、IASB は、どのような情報を共通支配下の企業結合に関して提供すべきかを決定するために、共通支配下の企業結合で移転される経済的資源に対する所有持分の変動に焦点を当てることにした。

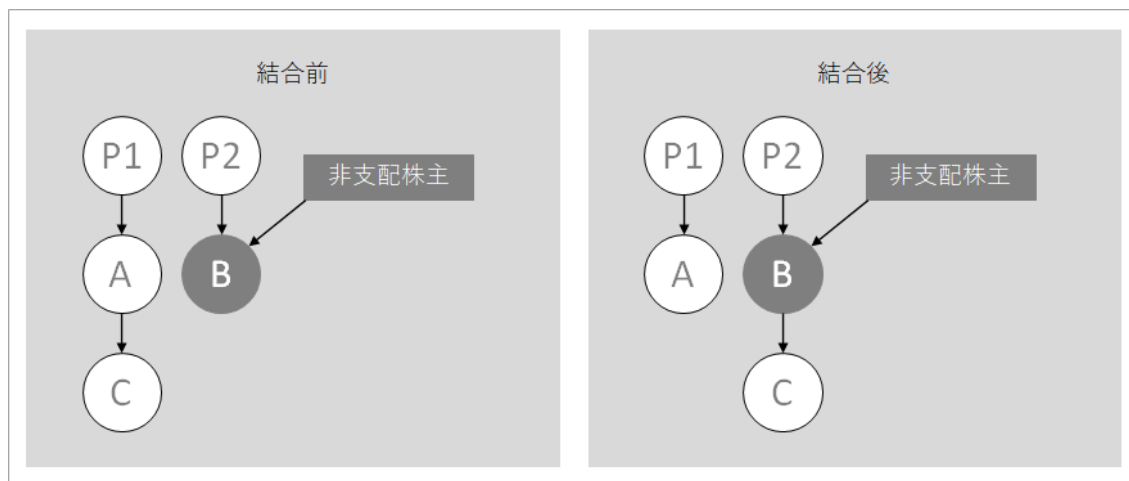
非支配株主に影響を与える結合

30. 本資料第 27 項に記載のとおり、IASB は、移転先企業の非支配株主が移転される経済的資源に対する所有持分を取得する場合には、移転先企業自体だけでなくその株主にも実質的な影響があり、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似していると考えている。(図表 6 及び図表 7 の両方において、企業 B (移転先企業) は、企業 C (移転対象企業) に対する支配を獲得し、さらに、企業 B の非支配株主は、企

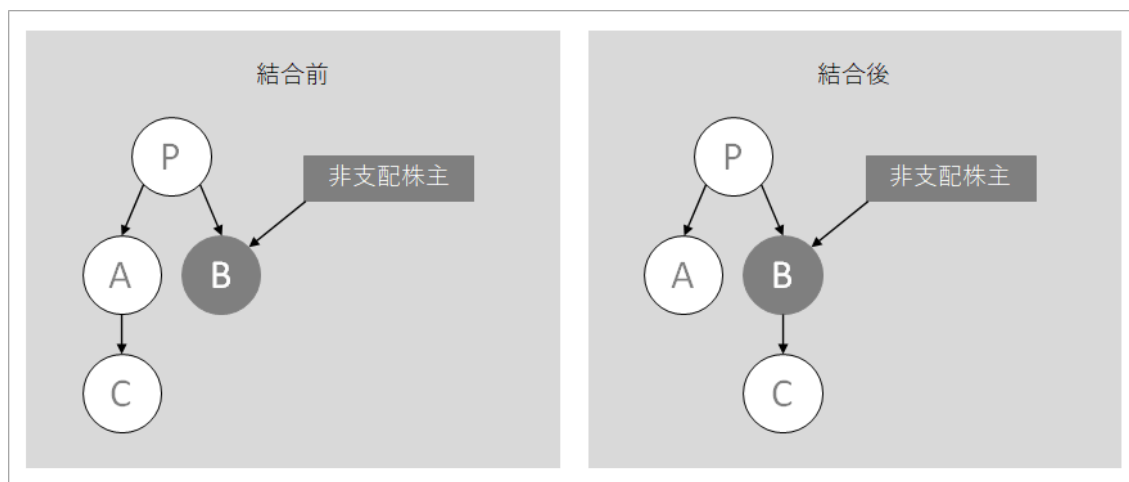
¹⁷ 見解 C (本資料第 25 項を参照) を主張する関係者は、共通支配下の企業結合が IFRS 第 3 号が対象とする企業結合に類似しているかどうかを、1 つ又は複数の判断規準で評価することを提案している。

業 C の経済的資源に対する所有持分を取得する。)

図表 6 IFRS 第 3 号が対象とする企業結合 (DP 図 2. 1)



図表 7 共通支配下の企業結合 (DP 図 2. 2)

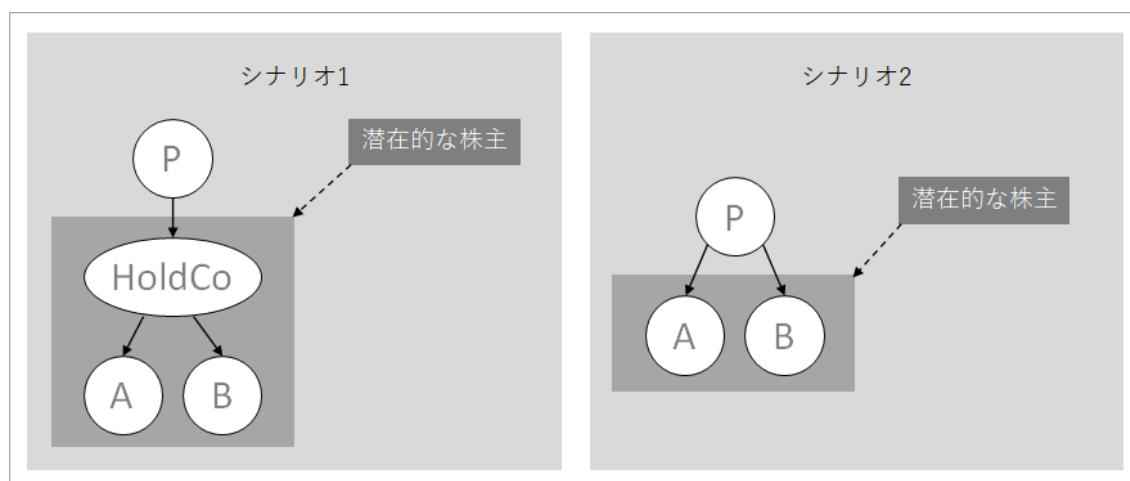


31. さらに、DP では、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合、移転先企業の財務諸表の利用者の構成も、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合における利用者の構成と類似する（移転先企業の当該非支配株主、潜在的な株主、並びに融資者及び他の債権者で構成される。）としている。
32. 結合自体が IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似し（本資料第 30 項参照）、移転先企業の財務諸表の利用者の構成が類似する（前項参照）ため、利用者の情報ニーズも IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似している。IASB の予備的見解では、原則として、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合には取得法を適用すべきであるとしている。ただし、取得法の適用は、コストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮の対象になるともしている。

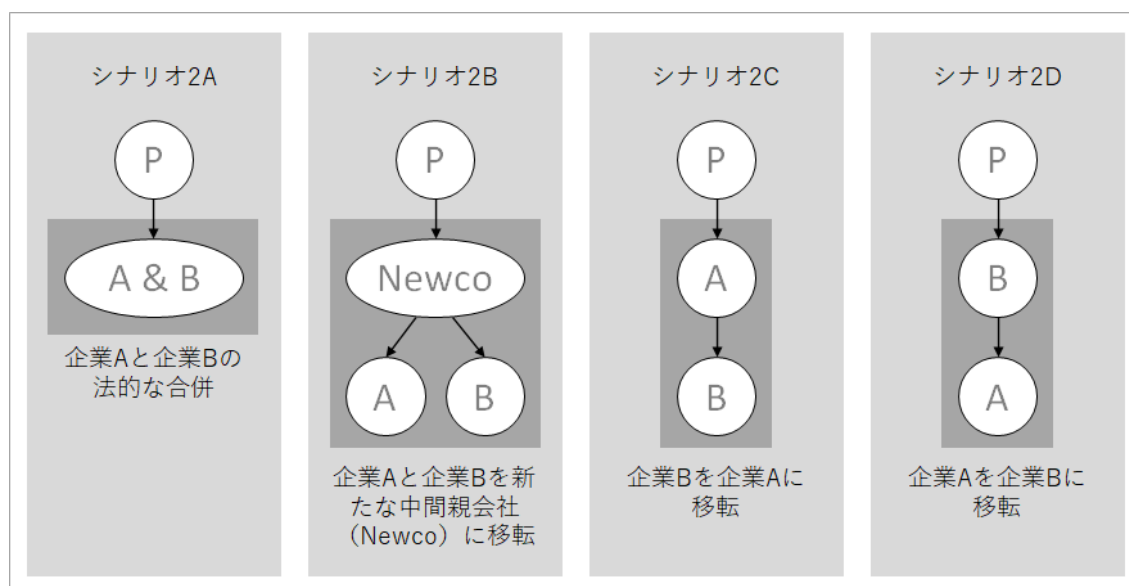
非支配株主に影響を与えない結合

33. 移転先企業が非支配株主に影響を与えない場合（100%所有企業が関与する共通支配下の企業結合の場合など）は、結合企業に対する最終的な支配に変動がないだけでなく、移転される経済的資源に対する最終的な所有持分の変動がなく、IFRS 第3号が対象とする企業結合と類似しているのか及び取得法を適用すべきかについて疑問が生じる可能性があるとしている。
34. 図表8及び図表9で支配当事者（企業P）が株式公開で100%所有企業（企業A及びB）を売却する例を示している。シナリオ1では、企業Pは中間持株会社(HoldCo)の売却によって、企業Pの子会社を売却することができるが、シナリオ2では、企業Pは子会社を直接所有しており、図表9のようにさまざまな方法で行うことができる。

図表8 株式公開前のグループ構成（DP図2.3）



図表 9 株式公開に備えたグループ再編 (DP 図 2.4)



35. IASB は、次の理由から、このような非支配株主に影響を与えない共通支配下の企業結合には取得法ではなく、簿価法を適用すべきであるとしている。

- (1) グループ再編に取得法を適用する場合、結合企業の1つを「取得企業」として識別し、取得企業の資産及び負債は引き続き既存の帳簿価額で測定されるが、他の結合企業（図表7のシナリオ2Bでは複数）の資産及び負債は公正価値で測定される。しかし、それらの株主の観点からは、すべてのシナリオで同じ経済的資源（図表6及び図表7の影付きの部分）に投資していることになる。簿価法を適用すると、当該企業の潜在的な株主に提供される情報は、すべてのシナリオで類似した情報を提供することになる。
- (2) IFRS 第3号の指針では株主に与える影響を考慮して取得企業を識別するが¹⁸、100%所有の子会社が関与する共通支配下の企業結合においては株主への影響が生じないため、取得企業を識別することは困難である可能性がある。
- (3) 移転先企業に非支配株主がない場合は、共通支配下の企業結合の価格が独立第三者間価格ではない可能性があり（例えば、支配当事者（企業P）が結合企業に指図する可能性がある。）、その場合には、取得法を適用すると、有用な情報を提供しない恣意的な金額でのれんを測定することになる可能性がある。
- (4) 共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与えない場合、次の点から、その測定方法の適用のコストを正当化するのに十分な便益を移転先企

¹⁸ IFRS 第3号のB15項(a)及びB15項(b)参照。

業の財務諸表の利用者のために生み出すのか¹⁹に関して疑問が生じる。

- ① 結合企業の唯一の現在の株主である支配当事者は、情報ニーズを満たすために移転先企業の一般目的財務諸表に依拠する必要はない。
- ② 本プロジェクトで関係者から受け取ったフィードバックは、簿価法の方が通常は適用のコストが低く、移転先企業の潜在的な株主（本資料第 34 項及び第 35 項参照）や融資者及び他の債権者²⁰に有用な情報を提供するであろうことを示唆している。

（IASB の予備的見解）

36. IASB の予備的見解は次のとおりである。

- (1) 取得法も簿価法も、いずれか一方をすべての共通支配下の企業結合には適用するようにすべきではない。
- (2) 原則として、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合には、取得法を適用すべきである。ただし、コストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮の対象となる。
- (3) 簿価法は、他のすべての共通支配下の企業結合（100%所有の子会社間のすべての結合を含む。）に適用すべきである。

非支配株主に影響を与える結合についてのコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮事項

（論点）

37. IASB は、前項のとおり、原則として、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合には取得法を適用すべきであるという予備的見解に至ったが、以下では、次の点から、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合の全部に取得法を適用すべきか一部にのみ適用すべきかを検討している。

- (1) コストを正当化する便益を生み出さない可能性があるかどうか

¹⁹ DP では、特定の情報の報告のコストが当該情報を報告することによる便益により正当化されることが重要である（概念フレームワークの 2.39 項）としている。

²⁰ DP では、融資者及び他の債権者は、債務返済能力などを評価するために、移転先企業のキャッシュ・フロー及び債務コミットメントに関する情報を必要とするが、当該情報は、測定方法が取得法又は簿価法であるかによる影響をほとんど受けないとしている。

(2) 会計上の裁量の機会を生じさせる可能性があるかどうか

(IASB の検討)

38. 非支配株主が「実質的な所有持分」を保有している場合にのみ取得法を適用すべきという関係者の提案を踏まえ、IASB は、非支配株主の所有持分についての定量的な閾値を設けて取得法を適用することを検討したが、定量的な閾値は恣意的となり、概念的根拠を欠くこと、及び会計上の裁量の機会に関する懸念を生じさせる可能性あることから、このアプローチをとらず、定性的要因を検討することとした。

移転先企業が公開企業である場合の取得法の適用

39. IASB は、移転先企業が株式が公開市場で取引されている企業（以下「公開企業」という。）である共通支配下の企業結合には、次の理由から、取得法を適用すべきであるとした。
- (1) 多くの法域では、資本市場の規制等により、通常、企業に対する非支配株主の所有持分が僅少である場合には株式上場ができないため、公開市場における取引に基づく条件は、定量的な考慮を反映し、かつ客観的で適用が容易であり、会計上の裁量の機会を生じさせないことになる。
 - (2) 類似した条件が、既に IFRS 基準において、どの情報がある特定の場合に提供しなければならないのかを決定するために使用されている²¹。

移転先企業が非公開企業である場合の取得法に対する選択的な免除及び関連当事者の例外

40. IASB は、移転先企業が株式が公開取引されていない企業（以下「非公開企業」という。）である場合については、取得法の適用の便益とコストを比較考量し、次の定めを設けるべきであるという予備的見解に至った。
- (1) 取得法の選択的な免除 — 移転先企業が簿価法の使用を提案する旨を非支配株主の全員に伝えていて、反対されなかった場合には、取得法ではなく簿価法を使用することを認めるべきである。
 - (2) 取得法に対する関連当事者の例外 — 移転先企業の非支配株主の全員が当該企業の関連当事者（IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」で定義）であ

²¹ IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の第 4 項(a)(ii)、IFRS 第 8 号「事業セグメント」の第 2 項(b)(i)及び IAS 第 33 号「1 株当たり利益」の第 2 項(b)(i)参照。これらの基準は、公開市場を国内又は外国の株式取引所又は店頭市場（ローカル及び地域市場を含む）として記述している。

る場合には、取得法ではなく簿価法を使用することを要求すべきである。

これは移転先企業の関連当事者は情報ニーズを満たすために一般目的財務諸表に依拠する必要はない可能性があるということを論拠としており、また、これにより、取得法に適格となるという目的のみで関連当事者に株式を発行することによって結合を操作する機会を防ぐことにもなる。

41. なお、DP では、取得法及び簿価法を非支配株主に影響を与える結合に対してどのように適用すべきかに関する IASB の予備的見解は、すべて IFRS 基準において既に使用されている条件に基づくアプローチであり、実務で適用されたことのない新しい条件を IFRS 基準に導入するよりも、複雑性が少なくなるとしている。

取得法に対する選択的な免除及び関連当事者の例外の公開企業への拡張

42. IASB は、さらに、取得法に対する選択的な免除及び関連当事者の例外を、非公開企業だけでなく公開企業にも適用すべきかどうかを検討したが、次の理由から公開企業への拡張を行う提案を行わずに、関係者からのフィードバックを求めることとした。

- (1) 選択的な免除について、公開企業は株主の変動が頻繁であり、適用、並びにコストと便益の理由で正当化がより困難となる可能性があるため、非公開企業とは異なる方法とすることが必要となる可能性がある。
- (2) 関連当事者の例外について、公開企業の非支配株主の全員が関連当事者であることは異例のことであり、実務上の影響がほとんどない可能性がある。

(IASB の予備的見解)

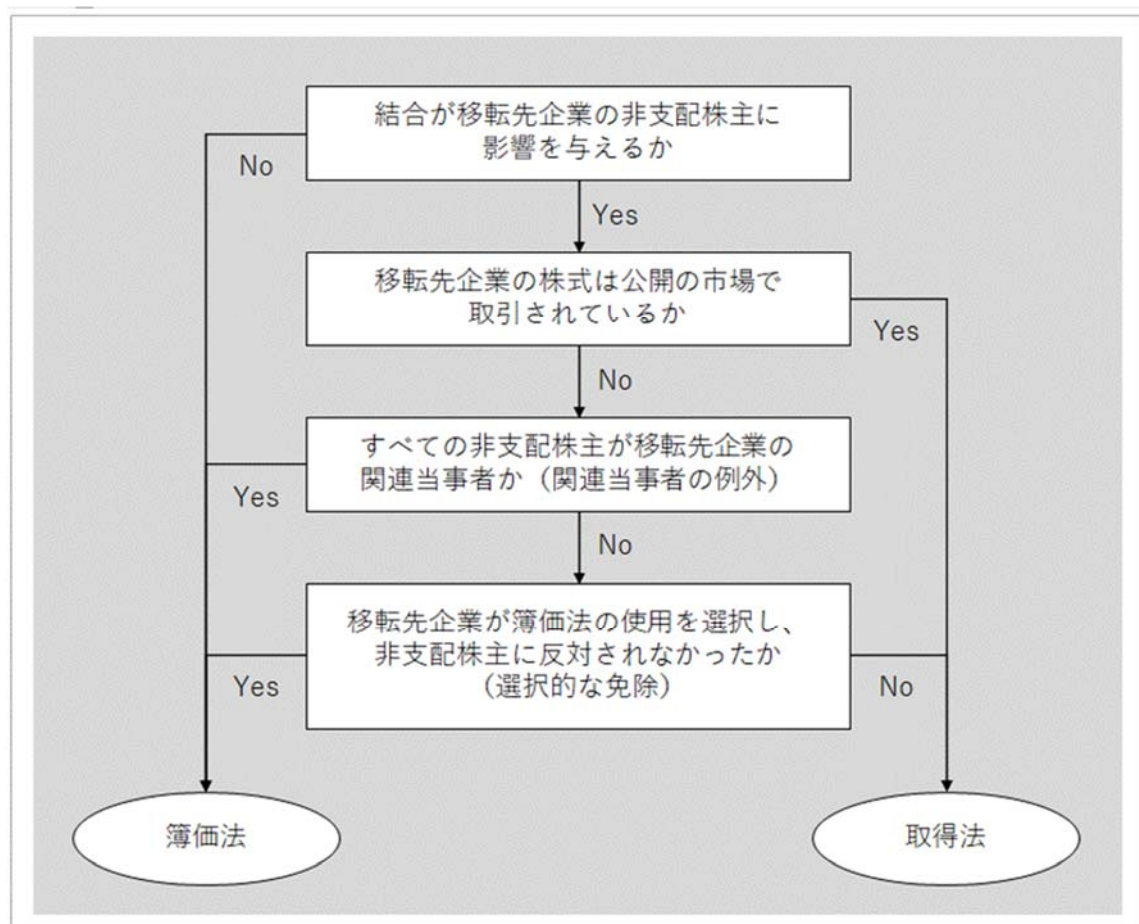
43. 移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合について、IASB の予備的見解は次のとおりである。

- (1) 移転先企業の株式が公開市場で取引されている場合には、移転先企業が取得法を適用することを要求すべきである。
- (2) 移転先企業の株式が非公開で保有されている場合、
 - ① 移転先企業が簿価法の使用を提案する旨を非支配株主の全員に伝えていて、当該株主に反対されなかった場合には、簿価法を使用することを認めるべきである（取得法の選択的な免除）。
 - ② 移転先企業の非支配株主の全員が当該企業の関連当事者である場合には、簿価法を使用することを要求すべきである（取得法に対する関連当事者の例外）。

IASB の予備的見解の要約

44. どの測定方法をどのような場合に使用すべきかについての IASB の予備的見解を、図表 10 に要約している。

図表 10 IASB の予備的見解の要約 (DP 図 2.5)



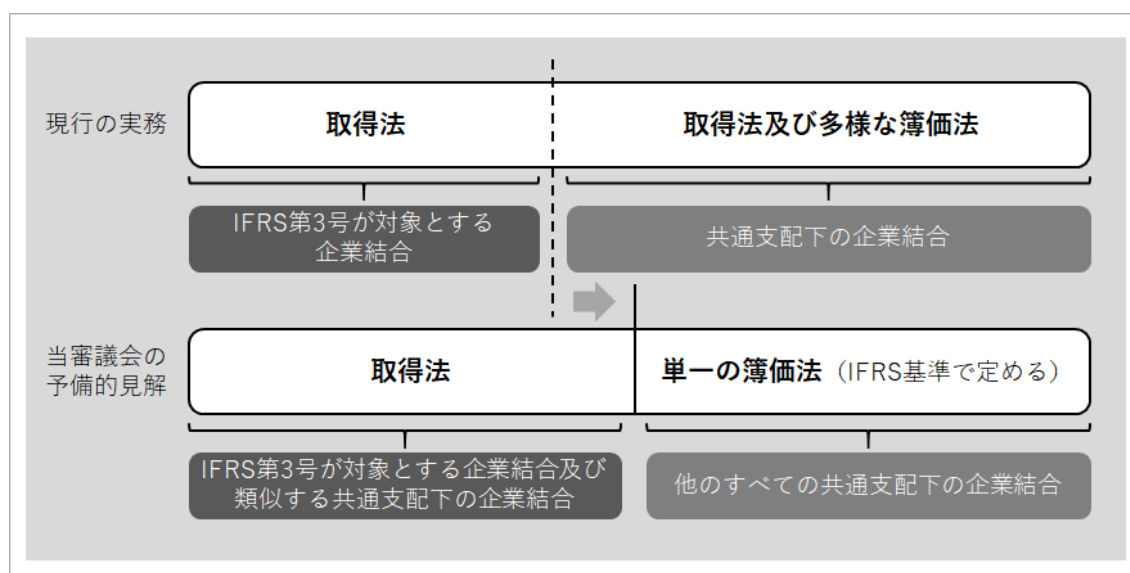
IASB の予備的見解の適用の影響

45. IASB の予備的見解が適用される場合、取得法と簿価法が使い分けられることになるが、一部の関係者からは、単一の方法をすべての共通支配下の企業結合に適用する方が、実務の不統一が軽減し、比較可能性が改善するという提案や、簿価法に統一する方が、複雑性が少なく、コストが低く、会計上の裁量の機会が少なくなるであろうという主張があった。
46. しかし、IASB は、予備的見解に基づくアプローチは、実務の不統一を軽減するという本プロジェクトの目的を満たし、また、取得法が、IFRS 第 3 号が対象とする

企業結合と、それに類似する共通支配下の企業結合の両方に適用されることとなり、報告の透明性が改善して、共通支配下の企業結合に関する、目的適合性と比較可能性の両方がより高い情報を提供しつつ、コストと便益のトレードオフを適切に考慮することになると考えている。

47. なお、簿価法をすべての共通支配下の企業結合に適用すると IFRS 第 3 号が対象とする結合に異なる方法を適用することとなるため、目的適合性と比較可能性がより低い情報を提供することになるとしている。
48. さらに、IASB の予備的見解では、既に使用されている測定方法を使用するものであり、また、どの測定方法を適用するか判断基準は客観的であり、IFRS の要求事項になることにより自社の会計方針の策定も不要となるため、複雑性が軽減されるとしている。
49. また、IASB がすべての企業結合について単一の測定方法を追求するとした場合には、IFRS 第 3 号が取得法を要求しているため、取得法をすべての共通支配下の企業結合に拡張することになるが、多くの関係者はそれを支持しておらず、IASB もその見解に同意するとしている。
50. IASB は予備的見解の適用の全体的な影響を、図表 11 に示している。

図表 11 IASB の予備的見解の適用の全体的な影響 (DP 図 2.6)



質問 2

2.15 項から 2.34 項は、次のような当審議会の予備的見解について議論している。

- (a) 取得法も簿価法も、いずれか一方をすべての共通支配下の企業結合には適用するよう

にすべきでない。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どの方法をすべてのそうした結合に適用すべきだと考えるか、また、その理由は何か。

- (b) 原則として、共通支配下の企業結合が移転先企業の非支配株主に影響を与える場合には、取得法を適用すべきである。ただし、2.35 項から 2.47 項で議論しているコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮の対象となる（質問 3 参照）。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、どのような場合に取得法を適用すべきか、また、その理由は何か。

- (c) 簿価法は、他のすべての共通支配下の企業結合（100%所有の子会社間のすべての結合を含む）に適用すべきである。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、どのような場合に簿価法を適用すべきか、また、その理由は何か。

質問 3

2.35 項から 2.47 項は、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合についてのコストと便益のトレードオフ及び他の実務上の考慮事項を議論している。

- (a) 当審議会の予備的見解では、移転先企業の株式が公開市場で取引されている場合には、取得法を要求すべきである。

これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (b) 当審議会の予備的見解では、移転先企業の株式が非公開で保有されている場合、

- (i) 移転先企業が簿価法の使用を提案する旨を非支配株主の全員に伝えていて、当該株主に反対されなかった場合には、簿価法を使用することを認めるべきである（取得法の選択的な免除）。

この免除に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。この免除は実務において運用可能となると考えるか。そうでない場合、回答者の考えでは、こうした免除が実務で運用可能となるように、どのように設計すべきか。

- (ii) 移転先企業の非支配株主の全員が移転先企業の関連当事者である場合には、簿価法を使用することを要求すべきである（取得法に対する関連当事者の例外）。

この免除に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

- (c) 選択的な免除（質問 3(b)(i)）又は関連当事者の例外（質問 3(b)(ii)）に反対である

場合、回答者の考えでは、非公開保有の企業に取得法を適用することの便益とそれを適用することのコストを、どのようにバランスさせるべきか。

質問 4

2.48 項から 2.54 項は、取得法の選択的な免除と取得法に対する関連当事者の例外を公開取引されている企業にも適用すべきであるとする、一部の利害関係者からの提案を議論している。しかし、当審議会の予備的見解では、公開取引されている移転先企業は常に取得法を適用すべきであるとしている。

- (a) 取得法の選択的な免除を、公開取引されている移転先企業に利用可能とすべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、回答者の考えでは、こうした免除が実務で運用可能となるように、どのように設計すべきか。
- (b) 取得法に対する関連当事者の例外は、公開取引されている移転先企業に適用すべきではないことに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

ディスカッション・ポイント

DP の概要のうち、測定方法の選択（第 2 章）についてご質問があればいただきたい。

また、移転先企業の非支配株主に影響を与えるか否か（非支配株主が存在するか否か）によって共通支配下の企業結合が IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似しているか否か及び会計処理を変えろという見解の論拠（本資料第 25 項から第 35 項）や移転先企業が公開企業である場合に取得法を適用するという見解の論拠（本資料第 39 項）、移転先企業が非公開企業である場合の取得法に対する選択的な免除及び関連当事者の例外を適用するという見解の論拠（本資料第 40 項）等について、現時点でお気付きの点があればご指摘いただきたい。

取得法の適用（第 3 章）

51. 本トピックでは、共通支配下の企業結合における取得法の適用²²方法に関する特別の要求事項を開発する必要性について、次の事項を議論している。

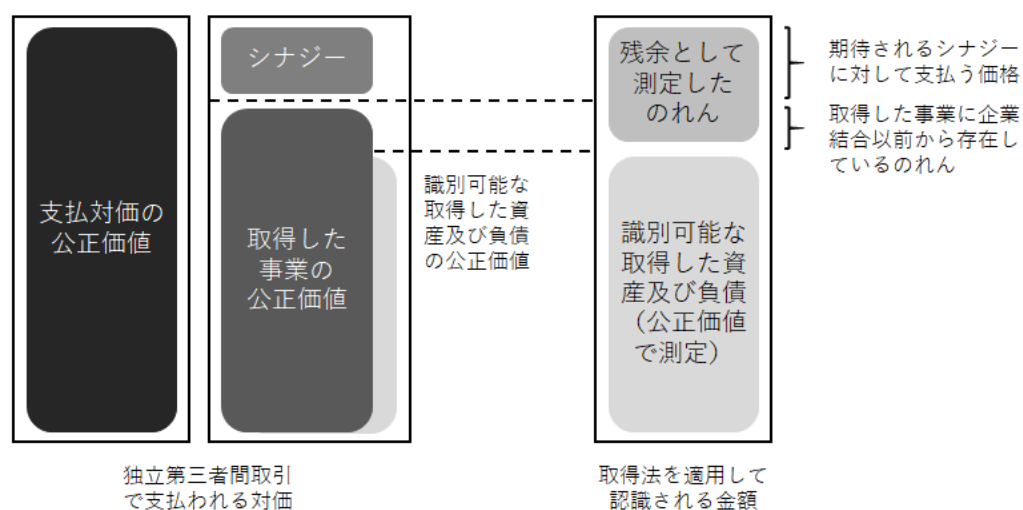
²² DP では、IFRS 第 3 号の取得法を、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合の一部に適用すべきであるとしている（本資料第 44 項参照）。

- (1) 支払対価が独立第三者間取引より高い場合、差額を移転先企業の資本から移転元企業（及び最終的には支配当事者）への分配として識別し認識することを要求するか
- (2) 支払対価が独立第三者間取引より低い場合、差額を移転先企業の資本への移転元企業（及び最終的には支配当事者）からの拠出として識別し認識することを要求するか

（論点）

52. 共通支配下の企業結合では、支払対価は支配当事者によって指図される場合があり、独立第三者間価格とは異なる可能性がある。
53. しかしながら、取得法を適用したのれんの測定は、支払対価の金額が独立第三者間で決定され、以下によって決まるという前提に基づいている。
 - (1) 取得した事業の公正価値
 - (2) 当該結合から期待されるシナジーに対して支払われた価格
54. 前項の取得法の主要な要素は、以下の図表 12 に示されている。

図表 12 取得法の主要な要素（DP 図 3.1）



55. DP では、共通支配下の企業結合における支払対価と独立第三者間取引で支払われる対価が異なる場合における、当該差額の取扱いを検討している。

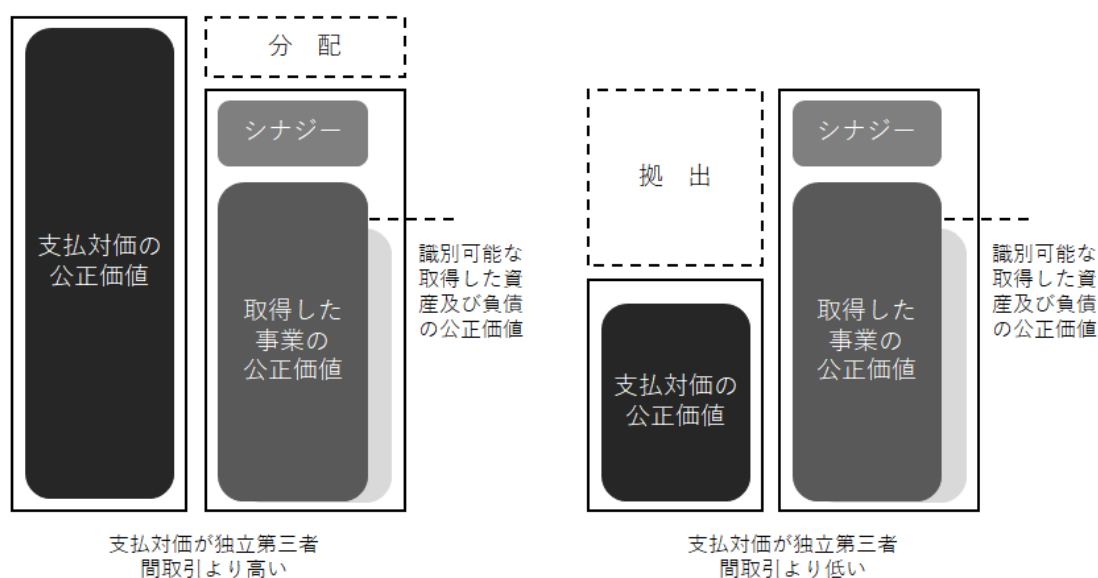
支払対価が独立第三者間取引より高い場合、差額を移転先企業の資本から移転元企業（及び最終的には支配当事者）への分配として識別し認識することを要

求するか

(IASB の検討)

56. 共通支配下の企業結合においては、移転先企業及び移転元企業が支払対価の決定に関与せずに、支配当事者が対価の金額を決定する場合がある。DP では、当該金額と、独立第三者間取引による金額との差額は、当該結合に、所有者としての立場で行動する所有者との取引に係る構成要素が含まれることを示唆するとしている。具体的には、支払対価の方が高い場合、その超過額は、移転先企業の資本から移転元企業（及び最終的には支配当事者）への分配を構成するとされる。

図表 13 資本からの分配又は資本への拠出 (DP 図 3.2)



57. DP では、所有者としての立場での所有者との取引は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」を適用して、移転先企業の持分変動計算書において報告すべきであるとしたうえで、移転先企業の資本からの分配に関する 2 つの事項を識別している。

- (1) 分配の識別及び測定の困難性
- (2) 非支配株主から移転元企業（及び最終的には支配当事者）への富の移転に関する蓋然性が低いこと

分配の識別及び測定の困難性

58. IFRS 第 3 号では、実務上、買手の取得に対する過大支払は、取得日に検出可能又は既知である可能性は低く、定量化は困難であるため、当初は識別及び測定せずに

のれんに含められ、事後の減損テストを通じて処理することとされた²³。

59. DP では、前項の IFRS 第 3 号の場合と同様の困難が、共通支配下の企業結合における支配当事者への分配の識別及び測定に生じるとしている²⁴。

非支配株主から移転元企業（及び最終的には支配当事者）への富の移転に関する蓋然性が低いこと

60. DP では、多くの法域に、非支配株主の利益を保護するように設計された法的な要求事項及び規制があるため、非支配株主から移転元企業（及び最終的には支配当事者）に富を移転することになる移転先企業の資本からの分配が、結合において生じる可能性は低いことが示唆されるとしている。

（IASB の予備的見解）

61. DP では、上記の事項を検討した結果、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が資本からの分配を識別、測定及び認識するという要求を開発すべきではないとされている²⁵。

支払対価が独立第三者間取引より低い場合、差額を移転先企業の資本への移転元企業（及び最終的には支配当事者）からの拠出として識別し認識することを要求するか

（IASB の検討）

62. DP では、移転先企業の資本への拠出に関する 2 つの事項を検討している。

- (1) 支配当事者から移転先企業の非支配株主への富の移転を伴う資本拠出の発生可能性は低いこと
- (2) 資本への拠出の識別及び測定の運用可能性は低いこと

支配当事者から移転先企業への資本拠出の発生可能性

63. DP では、移転元企業（及び最終的には支配当事者）から移転先企業への資本拠出

²³ IFRS 第 3 号の結論の根拠の BC382 項を参照。

²⁴ DP の付録 C は、当該困難について議論している。

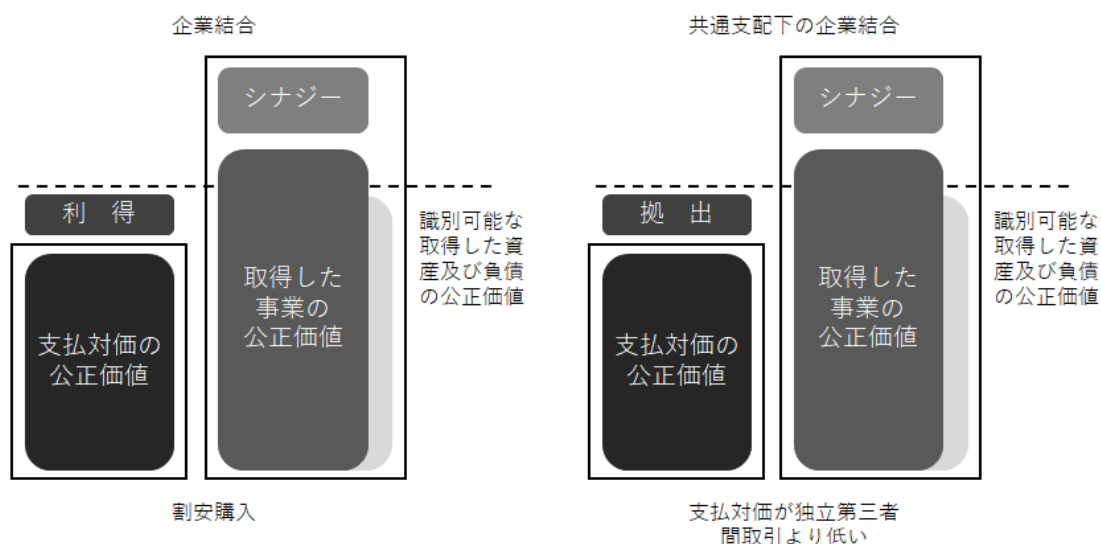
²⁵ IASB の「のれん及び減損」プロジェクトでは、企業結合において支払った価格が合理的であったかどうかを投資者及びアナリストが理解するのに役立つように設計した開示要求の改善が検討されており、そうした改善された開示は、取得法が適用される共通支配下の企業結合における支払対価に関しても有用な情報を提供することになるとしている。

は、支配当事者から富の移転を受ける移転先企業の非支配株主には不利な影響を与えず、本資料第 60 項で議論した法的保護は適用されない可能性があるものの、支配当事者が非支配株主への富の移転を認める可能性は低いことから、実務で発生する可能性は低いとしている。

資本への抛出の識別及び測定の実用可能性

64. DP では、共通支配下の企業結合における資本への抛出の金額は、経済的には、独立第三者間取引で交渉されたであろう対価²⁶が、実際に支払われた対価を上回る超過額に等しいが、その金額は実務上、測定が困難であり、運用可能ではないとしている²⁷。
65. DP では次に、抛出一部分を識別し測定することが可能であるかを検討している。具体的には、IFRS 第 3 号の割安購入益（支払対価の公正価値が企業結合で取得した識別可能な資産及び負債の公正価値を下回る場合に生じる（図表 14 参照）。）に関する要求事項を分析し、本資料第 56 項の議論に基づいて、共通支配下の企業結合においては、これが資本への抛出を構成し、移転先企業の資本の変動として報告すべきであるとしている。抛出の測定は、図表 14 で示している。

図表 14 割安購入益及び資本への抛出の測定（DP 図 3.3）



²⁶ 取得した事業の公正価値及び結合から期待されるシナジーを反映する対価（本資料第 53 項参照）。

²⁷ 本資料の図表 13 において破線の箱として示している。

(IASB の予備的見解)

66. DP では、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値が支払対価を上回る超過額を、純損益計算書における割安購入益としてではなく、資本への拠出として移転先企業が認識するという要求を開発すべきであるとしている。
67. これらを踏まえて、次の質問が掲げられている。

質問 5
3.11 項から 3.20 項は、取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法を議論している。 (a) 当審議会の予備的見解では、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が資本からの分配を識別、測定及び認識するという要求を開発すべきではない。 これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、資本からの分配の識別及び測定についてどのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。特に、付録 C で議論している 2 つのアプローチのいずれかを提案するのか、それとも別の提案があるのか。 (b) 当審議会の予備的見解では、取得法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が、識別可能な取得した資産及び負債の公正価値が支払対価を上回る超過額を、純損益計算書における割安購入益ではなく、資本への拠出として認識するという要求を開発すべきである。 これに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。 (c) 取得法を共通支配下の企業結合に適用する方法について、移転先企業に対する他の特別の要求事項を当審議会が開発することを提案するか。その場合、どのような要求事項を開発すべきか、また、そのような要求事項を必要とする理由は何か。

ディスカッション・ポイント

DP の概要のうち、取得法の適用（第 3 章）について、ご質問があればいただきたい。

また、支払対価と独立第三者間価格との差額について、資本からの分配としない論拠（本資料第 57 項から第 60 項）や資本への拠出とする論拠（本資料第 62 項から第 65 項）等について、現時点でお気付きの点があればご指摘いただきたい。

簿価法の適用（第4章）

68. 本トピックでは、簿価法の適用に関して、次の事項を議論している。

- (1) 受け取った資産及び負債の測定方法
- (2) 支払対価の測定方法
- (3) 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額の報告方法
- (4) 取引コストの報告方法
- (5) 結合前情報の提供方法

受け取った資産及び負債の測定方法

（論点）

69. 共通支配下の企業結合において簿価法を適用する際に、移転先企業が受け取った資産及び負債を測定する方法としては、支配当事者の帳簿価額を使用する方法と、移転対象企業の帳簿価額を使用する方法がある²⁸。
70. DP では、次の各視点での分析に基づいて、コストと便益のトレードオフの関係から、いずれの方法を使用すべきかを議論している。
- (1) より最近の評価に関する情報とトレンド分析のための中断のない過去情報のいずれが財務諸表利用者に有用か
 - (2) 財務諸表は、取引及び他の事象に関して、誰の視点から見た情報を提供するものであるべきか
 - (3) 結合する各企業の資産及び負債を同じ基礎で扱うか否か
 - (4) 財務諸表の作成者にとっていずれを使用するコストが低いのか

（IASB の検討）

71. DP では、支配当事者の帳簿価額を使用して共通支配下の企業結合で受け取った資産及び負債を測定すると、次のような結果になるとしている。
- (1) 移転対象企業の資産及び負債のより最近の評価に基づく情報を提供する。し

²⁸ 場合によっては、移転元企業の帳簿価額が使用される。

かしながら、支配当事者の帳簿価額は、共通支配下の企業結合の日における当該資産及び負債の公正価値を通常は反映していない。

(2) 概念フレームワークと不整合となる。概念フレームワークは、財務諸表を作成する企業（移転先企業）の視点から取引及び事象に関する情報に焦点を当てる²⁹が、支配当事者は当該結合の当事者ではない。

(3) 結合する各企業（移転先企業と移転対象企業）の資産及び負債を異なる基礎で扱う。すなわち、移転対象企業が移転先企業に移転されるのか、その逆なのかに応じて、結合する各企業の資産及び負債に関して異なる情報が提供されることになる。

72. これと対照的に、DP では、移転対象企業の帳簿価額を使用して共通支配下の企業結合で受け取った資産及び負債を測定すると、次のような結果になるとしている。

(1) 移転対象企業に関して、トレンドの分析に有用な中断のない過去情報を提供する。

(2) 支配当事者の視点ではなく、結合する各企業（移転先企業と移転対象企業）の視点から結合を表示する。

(3) 結合する各企業（移転先企業と移転対象企業）の資産及び負債を同じ基礎で扱う。すなわち、移転対象企業が移転先企業に移転されるのか、その逆なのかに関係なく、結合する各企業の資産及び負債に関して同様の情報が提供されることになる。

73. IASB の見解は、原則として、より最近の評価に関する情報とトレンド分析のための中断のない過去情報の両方が財務諸表利用者に有用となる可能性があるとしているが、概念上の観点からは、支配当事者は結合の当事者ではないことから、移転対象企業の帳簿価額を使用する方が適切であるとしている。

74. また、IASB は、移転対象企業の帳簿価額を使用する方が、非支配株主に影響を与えない共通支配下の企業結合について簿価法を適用すべきであるとする理由（本資料第 35 項）と整合的であろうと考えている。非支配株主に影響を与えない共通支配下の企業結合について簿価法を適用すると、次のようになるが、これらの論理と、結合する各企業の資産及び負債を同じ基礎で扱うことは整合するからである。

(1) 結合する各企業の潜在的な株主に有用な情報を提供する。簿価法が生み出す情報は、結合が法的にどのように構成されるのかに左右されないからであ

²⁹ 概念フレームワークの 3.8 項では、次のように記述している。

財務諸表は、取引及び他の事象に関して、企業の現在の又は潜在的な投資者、融資者又は他の債権者の特定の集団の視点からではなく、報告企業全体の視点から見た情報を提供する。

る。

(2) 取得法を適用するとした場合に生じる困難を避けられる。簿価法は、有用な情報を提供するために「取得企業」の識別に依存しないからである。

75. IASB は、実務上の視点から、支配当事者と移転対象企業のいずれの帳簿価額を使用するコストが低いのかは、それぞれの結合の事実及び状況（例えば、支配当事者又は移転対象企業のいずれが IFRS 基準を適用して財務諸表を作成するか）に応じて決まることに留意している。

76. 以上の分析に基づいて、IASB は、移転対象会社の帳簿価額を使用することが、移転先企業の財務諸表の利用者にとって最も有用な情報を、当該情報の便益で正当化されるコストで提供する可能性が高いという予備的見解に至っている。

(IASB の予備的見解)

77. IASB は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は受け取った資産及び負債を移転対象企業の帳簿価額を使用して測定すべきであるとしている。

支払対価の測定方法

(論点)

78. 本資料第 54 項のとおり、取得法は一般的に、支払対価と取得した資産及び負債を公正価値で測定する。一方、簿価法では受け取った資産及び負債を公正価値ではなく帳簿価額で測定する。また、実務において共通支配下の企業結合に適用されている簿価法は、通常、のれん又は利得を認識しない。

79. そのため、DP では、このような取得法との違いから、共通支配下の企業結合において簿価法を適用する際に、支払対価について公正価値で測定すべきか帳簿価額で測定すべきかを議論している。

(IASB の検討)

80. 共通支配下の企業結合で支払う対価はさまざまな形態をとる場合がある。DP では、移転先企業が次の形態で支払った対価をどのように測定すべきかを検討している。

(1) 自社株式

(2) 資産

(3) 負債の発生又は引受け

自社株式で支払った対価

81. 本資料第 99 項のとおり、DP では、支払対価と受け取った資産及び負債との差額は資本の中で認識すべきであるとしている。その場合、自社株式で支払った対価の測定は、移転先企業の資産、負債、収益若しくは費用又は資本合計には影響を与えず、資本の特定の内訳項目について報告される金額のみに影響を与えることになる。
82. DP では、報告企業の資本の中での内訳項目の報告及び報告目的での発行した株式の測定は、各国の要求事項及び規制の影響を受けることが多く、一般的に IFRS 基準では定められていないとしている。そのため、IASB は、移転先企業の自社株式で支払った対価の測定方法を定めるべきではないとしている。

資産で支払った対価

83. DP では、移転先企業が資産で支払った対価をどのように測定すべきか（当該資産の公正価値か、それとも結合日現在の移転先企業の財務諸表における帳簿価額か）を検討している。
84. 公正価値で測定すべきであるとする論拠は、資産の処分がどのように生じるのかに関係なく、当該資産の処分に関して同様の情報がもたらされるというものである。例えば、移転先企業が最初に資産を公正価値で売却し、それからその現金収入を共通支配下の企業結合における対価として使用する場合には、純損益計算書に当該資産の処分損益を認識することになる。この場合と同様に、企業結合により資産を処分し当該資産で支払った対価を当該資産の公正価値で測定した場合においても、処分損益が認識される。
85. 一方、帳簿価額で測定すべきであるとする論拠は、次のとおりである。
- (1) 資産で支払った対価を公正価値で測定することは、高コストとなる可能性があり、重大な測定の不確実性を伴う可能性がある。
 - (2) 受け取った資産及び負債を帳簿価額で測定することとの整合性が高い。
 - (3) 処分損益に関する情報は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合における移転先企業の財務諸表の利用者には限定的な用途しかない可能性がある。本資料第 35 項のとおり、当該利用者は、通常は移転先企業の融資者及び他の債権者が想定されるが、融資者及び他の債権者は、移転先企業のキャッシュ・フロー及び債務コミットメントに関する情報を必要とする。その評価は、資産の処分益に関する情報にはあまり左右されないと考えられる。
86. 以上の点を考慮して、IASB は、資産で支払った対価を当該資産の公正価値で測定

することの便益は、コストを上回らない可能性があるという見解に至っている。そのため、IASB は、移転先企業は資産で支払った対価を移転先企業の結合日における当該資産の帳簿価額で測定すべきであるとしている。

負債の発生又は引受けで支払った対価

87. DP では、移転先企業が移転元企業に対する負債の発生又は移転元企業の他の当事者に対する負債の引受けで支払った対価は、次のいずれかで測定すべきであるとしている。

(1) 結合日における当該負債の公正価値

(2) IFRS 基準を適用して当該負債の当初認識時に決定した結合日における金額

88. 一部のケース、例えば、金融負債については、適用される IFRS 基準が、当該負債を当初認識時に公正価値で測定することを要求することになる。その場合、両方の測定アプローチが同じ結果を生じさせることになる。

89. IASB は、次の点から、負債の発生又は引受けで支払った対価を常に公正価値で測定することを要求する説得力のある理由を見出さなかったとしている。

(1) 次のことに与える影響を除いて、負債の発生又は引受けで支払った対価についての測定アプローチは、結合における移転先企業の財務諸表に影響を与えない。

① 当該負債の当初測定

② 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について、移転先企業の資本の中で認識される金額

(2) 本資料第 82 項及び第 86 項のとおり、IASB は、簿価法を適用する場合に他の形態の支払対価を公正価値で測定することを移転先企業に要求しないという予備的見解に至っている。

90. そこで、IASB は、IFRS 基準を適用して当該負債の当初認識時に決定した結合日における金額で、このような対価を測定すべきであるとしている。

(IASB の予備的見解)

91. IASB の予備的見解は、次のとおりである。

(1) IASB は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が自社株式で支払った対価をどのように測定すべきかを定めるべきではない。

(2) 簿価法を適用する際に、移転先企業は支払対価を次のように測定すべきである。

- ① 資産で支払った対価 — 結合日における移転先企業の当該資産の帳簿価額で測定する。
- ② 負債の発生又は引受けで支払った対価 — IFRS 基準を適用して結合日において当該負債の当初認識時に決定した金額で測定する。

支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額の報告方法

(論点)

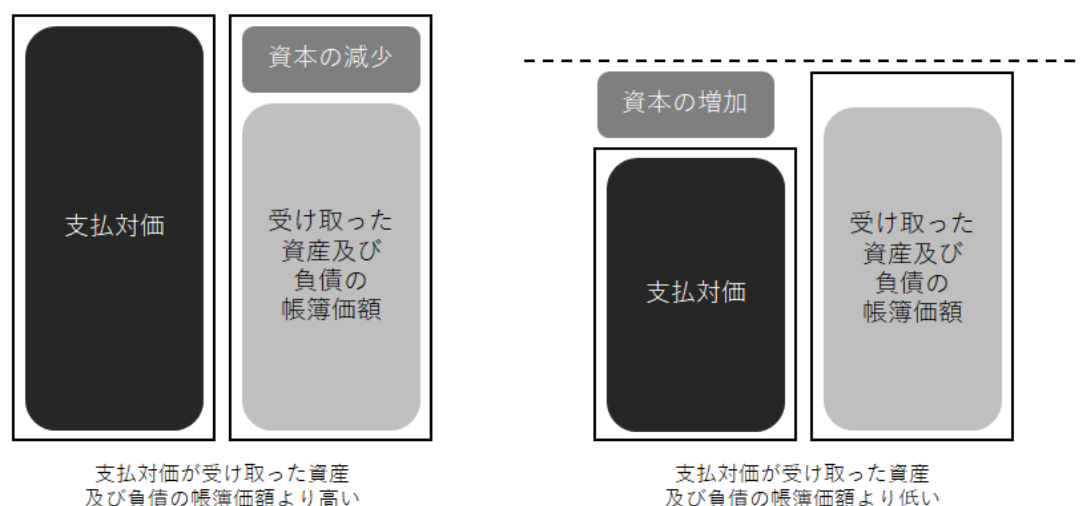
92. 本トピックでは、共通支配下の企業結合において、簿価法を適用する際に、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を、どの勘定科目で認識すべきかを議論している。

(IASB の検討)

93. DP では、IFRS 基準において、資本の変動は2つの源泉のいずれかから生じるとしている。所有者としての立場での所有者との取引から（資本の拠出や株主への配当の分配など）又は企業の当期の財務業績の結果としてである。
94. DP では、経済的には、簿価法を適用する際に生じる差額のすべてが必ずしも移転先企業の資本への拠出又は資本からの分配を構成するわけではなく、また、すべてが必ずしも収益又は費用を表すわけでもなく、むしろ、当該差額は次の構成要素の1つ又は複数を含んでいる可能性があるとしている。
- (1) 支払対価と、独立第三者間取引で関連のない相手方に対してならば支払われたであろう金額との差額
 - (2) 未認識ののれん（移転対象企業に前から存在していたのれんと、結合の結果として生じたシナジーで構成）
 - (3) その他の要因
95. DP では、次の理由で、簿価法を適用する際に生じる差額を前項の構成要素に分解することを移転先企業に要求すべきではないという見解に至っている。
- (1) コストがかかり、適用が複雑となる可能性がある。
 - (2) 買手が取得に対して「過大支払」をする企業結合について、実務上、過大支払が取得日において検出可能又は既知である可能性は低く、過大支払を定量化することは不可能ではないにしても困難である（本資料第58項）。
 - (3) 実質的に、簿価法と取得法との相違をなくすことになる。

96. DP では、移転先企業の資本への拠出又は資本からの分配（本資料第 94 項(1)）を含む可能性があることから、当該差額を移転先企業の資本に認識する方が、資産、負債、収益又は費用に認識するよりも適切であるという見解にも至っている。
97. また、DP では、資本のどの内訳項目に移転先企業が支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を表示すべきかを定めるべきではないという見解に至っている。本資料第 82 項のとおり、多くの場合、資本の内訳項目の表示は、特定の法域での法律、規制又は他の要求事項に応じて決まるからである。
98. 以上の見解に基づく、簿価法の主要な要素の間の相互関係は次のとおりである。

図表 15 共通支配下の企業結合（DP 図 4.2）



（IASB の予備的見解）

99. IASB の予備的見解は、次のとおりである。
- (1) 簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を資本の中で認識すべきである。
 - (2) 当審議会は、移転先企業が当該差額を資本のどの内訳項目に表示すべきかを定めるべきではない。

取引コストの報告方法

（論点）

100. 本トピックでは、取引コスト（助言、法律、会計、評価及び他の専門家に対す

る報酬や、株式又は負債性金融商品の発行コストなど)を簿価法においてどのように扱うかを議論している。

(IASB の検討)

101. IFRS 第3号を開発した際に、IASBは、企業結合を実行するために発生した取引コストは買手と売手との間での事業の交換の一部ではなく、むしろ、買手が受けたサービスに対して支払う別個の取引であるという結論を下している。
102. DPでは、簿価法について取引コストをIFRS第3号で要求しているアプローチと異なる方法で扱う理由を見出さなかったため、移転先企業は、取引コストを発生した期間に費用として認識すべきである(株式又は負債性金融商品を発行するためのコストを除く。)としている。

(IASB の予備的見解)

103. IASBの予備的見解は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、取引コストを発生した期間に費用として認識すべきである(ただし、株式又は負債性金融商品の発行コストは、適用されるIFRS基準に従って会計処理すべきである。)としている。

結合前情報の提供

(論点)

104. 本トピックでは、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する場合において、次の2点を議論している。
- (1) 結合前情報を修正再表示すべきか否か
 - (2) 結合前情報を修正再表示しない場合、移転先企業の識別に関して取引の法的構成以外の要因を考慮する適用指針を開発すべきか否か

(IASB の検討)

結合前情報を修正再表示すべきか

105. DPでは、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する場合において、結合前情報を修正再表示すべきか否かについて、それぞれの論拠を検討している。修正再表示すべきとする論拠は次のとおりである。
- (1) 結合が法的にどのように構成されるのかに関係なく、同じ情報が提供される結

果となり、結合企業の潜在的な株主に有用な情報を提供する。

- (2) 遡及的アプローチを含意している概念フレームワークで議論されている結合財務諸表の考え方と同様となる³⁰。

106. 一方、修正再表示すべきではないとする論拠は、次のとおりである。

- (1) 遡及的アプローチは、グループの描写を当該グループが存在しなかった期間において提供することになり、そうした情報を基本財務諸表に含めることは不適切である。
- (2) そうした情報を作成することは重要な判断及び不確実性を伴う可能性がある。
- (3) 結合企業のそれぞれに関しての過去の情報は、結合が株式公開に備えて行われる場合には、通常、資本市場規制によって要求される。

107. DP では、次の理由で、遡及的アプローチによって提供される情報の便益は限定的である可能性があり、当該情報の提供のコストを上回らない可能性があるとし、修正再表示すべきではないという見解に至っている。

- (1) 実務上の視点から、遡及的アプローチは適用にコストがかかる。
- (2) 2つのアプローチが異なる情報を提供するのとは、結合が生じた期間の財務諸表（比較情報を表示する場合を含む。）及びその次の期間の財務諸表（比較情報を表示する場合のみ）においてのみとなり、その後の期間の財務諸表においては相違を生じさせない。

移転先企業の識別に関して取引の法的構成以外の要因を考慮する適用指針を開発すべきか

108. DP では次に、会計目的上の移転先企業の識別に関する適用指針を提供すべきか、それとも取引の法的構成がこれをすべての場合において決定すべきかを検討している。

109. DP では、簿価法を適用する際に、移転先企業の識別に関して取引の法的構成以外の要因を考慮する適用指針を開発すべきではないという見解に至っている。IASB は、次の理由で、簿価法を適用する際に結合の法的構成を越えて、移転先企業を識別することを企業に要求することのコストは、そうしたアプローチによって提供される情報の便益を上回る可能性が高いと考えているからである。

- (1) 本資料第 35 項(2)のとおり、非支配株主に影響を与えない共通支配下の企業結合において取得企業を識別することは、困難である可能性がある。

³⁰ 概念フレームワークの 3.12 項

- (2) 簿価法を使用する際には、移転先企業の識別は、結合日又はその後における資産、負債、収益及び費用の認識及び測定には影響を与えず、本資料第 107 項(2)のとおり、結合前情報のみが影響を受ける。

(IASB の予備的見解)

110. IASB の予備的見解は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、結合前情報を修正再表示せずに、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を結合日から将来に向かって自社の財務諸表に含めるべきであるとしている。

質問 6

4. 10 項から 4. 19 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は受け取った資産及び負債を移転対象企業の帳簿価額を使用して測定すべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問 7

4. 20 項から 4. 43 項は、次のような当審議会の予備的見解を議論している。

(a) 当審議会は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業が自社株式で支払った対価をどのように測定すべきかを定めるべきではない。

(b) 簿価法を適用する際に、移転先企業は支払対価を次のように測定すべきである。

(i) 資産で支払った対価 — 結合日における移転先企業の当該資産の帳簿価額で

(ii) 負債の発生又は引受けで支払った対価 — IFRS 基準を適用して結合日において当該負債の当初認識時に決定した金額で

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問 8

4. 44 項から 4. 50 項は、次のような当審議会の予備的見解を議論している。

(a) 簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を資本の中で認識すべきである。

(b) 当審議会は、移転先企業が当該差額を資本のどの内訳項目に表示すべきかを定めるべきではない。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問 9

4.51 項から 4.56 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、取引コストを発生した期間において費用として認識すべきである（ただし、株式又は負債性金融商品の発行コストは、適用される IFRS 基準に従って会計処理すべきである）という当審議会の予備的見解を議論している。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問 10

4.57 項から 4.65 項は、簿価法を共通支配下の企業結合に適用する際に、移転先企業は、結合前情報を修正再表示せずに、移転対象企業の資産、負債、収益及び費用を結合日から将来に向かって自社の財務諸表に含めるべきであるという当審議会の予備的見解を議論している。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

ディスカッション・ポイント

DP の概要のうち、簿価法の適用（第 4 章）についてご質問があればいただきたい。また、移転先企業は受け取った資産及び負債を移転対象企業の帳簿価額を使用して測定すべきであるとする論拠（本資料第 71 項から第 76 項）や支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を資本の中で認識すべきとする論拠（本資料第 96 項）等について、現時点でお気付きの点があればご指摘いただきたい。

開示要求（第 5 章）

111. 本トピックでは、共通支配下の企業結合の報告の透明性を改善するため、次の場合にどのような情報を注記において開示すべきか、議論している。

- (1) 取得法を適用する場合の開示
- (2) 簿価法を適用する場合の開示

(論点)

112. 開示に関する予備的見解の開発にあたり、次のことが考慮されている。
- (1) 共通支配下の企業結合に、取得法及び簿価法をどのような場合に、また、どのように適用すべきかについての予備的見解（DP の第 2 章から第 4 章）
 - (2) IFRS 第 3 号における開示要求と、IASB のディスカッション・ペーパー「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」（以下「IFRS 第 3 号 DP」という。）で議論されている当該開示要求の考え得る改善
 - (3) 共通支配下の企業結合は関連当事者間取引である（結合の条件が独立第三者間取引の条件とは異なっている可能性があること）
113. 開示に関する議論は、次の理由で予備的なものであるとされる。
- (1) DP の第 2 章から第 4 章で議論された IASB の予備的見解は、DP に対するフィードバックを検討した後に変わる可能性がある。
 - (2) IFRS 第 3 号 DP で示した IASB の予備的見解は、IFRS 第 3 号 DP に対するフィードバックを検討した後に変わる可能性がある。
 - (3) IASB は、簿価法をまだ十分には開発していない。
114. IASB は、共通支配下の企業結合に取得法及び簿価法をどのように適用すべきかの議論を踏まえて、取得法及び簿価法を適用する場合の開示を検討している。IASB は、IFRS 第 3 号の開示要求及び当該開示要求の考え得る改善（IFRS 第 3 号 DP）を出発点とし、要求すべき開示を検討している。

取得法を適用する場合の開示

(IASB の検討)

IFRS 第 3 号が対象とする企業結合との類似性

115. DP 第 2 章の議論のとおり、移転先企業の非支配株主に影響を与える共通支配下の企業結合に取得法を適用すべきという予備的見解の理由の 1 つは、当該企業結合が IFRS 第 3 号の対象とする企業結合と類似し、移転先企業の財務諸表利用者の構成も類似していることである。このため、それらの企業結合における利用者の共通の情報ニーズも類似しており、IFRS 第 3 号の開示要求及び当該開示要求の考え得る改善（IFRS 第 3 号 DP）を、取得法を使用する共通支配下の企業結合にも原則として適用すべきであるという予備的見解を IASB は示している。
116. DP では、IFRS 第 3 号と同じ開示を要求することは、共通支配下の企業結合に

取得法を適用する一部の企業の実務と整合的であり、IFRS 第3号の開示要求又はIFRS 第3号DPによる当該開示要求の考え得る改善のいずれの項目についても、除外する理由は見出されなかったとしている。

関連当事者の関与

117. IASB は、共通支配下の企業結合は関連当事者が関与するため、当該結合における支払対価の決定方法及びその合理性を財務諸表利用者が理解できるように、以下の点を踏まえ、追加的な開示の要求を検討した。
- (1) IFRS 第3号DPの開示要求の考え得る改善に関するIASBの予備的見解は、支払対価の合理性について財務諸表利用者の評価に役立てる追加的な情報(期待されるシナジーに関する情報等)が含まれている。
 - (2) IAS 第24号「関連当事者についての開示」(以下「IAS 第24号」という。)が、関連当事者との関係の内容に関する情報、支払対価の金額及び未決済残高の開示を要求している。
118. IASB は、IAS 第24号の要求事項は、共通支配下の企業結合に関する情報(例えば、当該結合の条件)を開示する際に、IFRS 第3号の開示要求及び考え得る改善(IFRS 第3号DP)とともに適用する必要がある、これらの開示要求を適用するための適用指針を提供すべきであるという予備的見解に至った。
119. 当該適用指針は、例えば、結合の条件についてのガバナンスに関する情報(当該条件が独立した評価で裏付けられていたか又は移転先企業の株主もしくは統治機関が関与する承認プロセスの対象となっていたか等)の開示を要求することが考えられるとしている。

(IASBの予備的見解)

120. 取得法が適用される共通支配下の企業結合の開示について、次のようにすべきである。
- (1) 移転先企業が、IFRS 第3号「企業結合」における開示要求(ディスカッション・ペーパー「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む。)に準拠することを要求すべきである。
 - (2) IASB は、これらの結合に関する情報(特に、結合の条件に関する情報)を提供する際に、それらの開示要求をIAS 第24号「関連当事者についての開示」における開示要求とともに適用する方法についての適用指針を提供すべきである。

簿価法を適用する場合の開示

(IASB の検討)

121. 簿価法を適用する場合の開示について、以下の点が、必要な情報の性質及び範囲並びに特定の情報を開示する便益が関連するコストを上回るかどうかの検討に影響を与えるとしている。

(1) DP の第 2 章で議論した以下の点で、簿価法を適用すべき企業結合は IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と類似していない場合がある。

(a) 移転される経済的資源に対する最終的な所有持分の変動を伴わない。

(b) 移転先企業に非支配株主がない場合、移転先企業の財務諸表に自らの情報ニーズを依拠する利用者は、潜在的な株主並びに現在の及び潜在的な融資者及び他の債権者のみであり、当該利用者の共通の情報ニーズ及びコストと便益の考慮事項は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合と異なる可能性がある。

(2) DP の第 4 章で議論した簿価法の適用方法、特に受け取った資産及び負債並びに支払対価の測定方法や、どのような結合前情報を提供すべきかについての IASB の予備的見解。

122. IASB は、これらの点を踏まえ、IFRS 第 3 号の開示要求を検討の出発点とするが、利用者の情報ニーズとコストと便益のトレードオフの両方の相違と、簿価法及び取得法の適用方法の相違があるため、IFRS 第 3 号の開示要求の一部のみが、簿価法を適用する場合に適切であるとしている。

簿価法が適用される場合に適用すべき IFRS 第 3 号の開示

123. IASB は、結合の性質や財務上の影響を財務諸表利用者が評価するのに役立てるための情報を企業が提供するという IFRS 第 3 号の要求は、共通支配下の企業結合について適切であるという予備的見解に至った。IASB はまた、IFRS 第 3 号 DP で議論された関連する考え得る要求（結合から期待される便益を利用者が理解するのに役立てるための情報を企業が提供する）も、共通支配下の企業結合について適切であるという予備的見解に至った。

124. しかしながら、前項の要求事項を満たす具体的な情報は、IFRS 第 3 号が対象とする企業結合とは異なる可能性がある³¹。

³¹ 例えば、結合から期待される便益には、支配当事者及びそれが支配しているグループにとってのシナジー及び他の便益が含まれる場合がある。そうした他の便益に関する情報が、移

125. IASB は、簿価法が使用される場合には、移転対象企業の名称、結合の主な理由、移転先企業がどのように支配を獲得したのか、受け取った資産及び引き受けた負債の主要な種類ごとに認識した金額などを企業が開示することを要求すべきであるという予備的見解にも至った³²。

簿価法が適用される場合に適用すべきでない IFRS 第 3 号の開示

126. IFRS 第 3 号の開示要求及び考え得る改善 (IFRS 第 3 号 DP) のうち、IASB の予備的見解では、簿価法が適用される共通支配下の企業結合に要求すべきでないものに関する主な理由について、当該開示要求の例示とともに次のとおり示されている (詳細は DP の 5.21 項及び表 5.1 参照)。
- (1) IFRS 第 3 号が対象とする結合と類似していない場合がある (戦略的根拠の開示等)。
 - (2) 簿価法は取得法と異なる (取得したのれんを構成する要因の説明の開示等)。
 - (3) 情報の提供のコストが便益を上回る (移転された対価及び対価の主要な種類ごとの取得日における公正価値の開示等)。
 - (4) IASB は簿価法のすべての側面をまだ議論しておらず、開示がまだ検討していない事項に関連している (条件付対価及び補償資産の取得日における金額の開示等)。

その他の開示 (結合前情報)

127. DP 第 4 章では、結合前情報は修正再表示せず、結合日から将来に向かって合算すべきであるという予備的見解を示しているが、結合前情報を財務諸表注記で開示することを要求すべきかについて IASB は検討している。
128. 結合前情報はトレンド分析の実施に有用となる可能性はあるという財務諸表利用者の意見がある一方、作成にコストがかかるとする財務諸表利用者等の意見も踏まえ、結合前情報の開示の便益は開示のコストを上回らないため、結合前情報の開示を要求すべきではないという IASB の予備的見解が示された。

その他の開示 (支払対価の金額と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額)

129. DP 第 4 章では、簿価法を適用する場合に支払対価の金額と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額を移転先企業の資本の中で認識し、資本のどの内訳項目に当該差額を表示すべきかは定めないとする予備的見解に至ったが、当該差額

転先企業の財務諸表の利用者が当該結合の性質及び影響を理解するために必要となる可能性があるとされる。

³² IFRS 第 3 号の開示要求に基づく、共通支配下の企業結合に簿価法を使用する企業に対する開示要求の予備的見解の内容詳細は、DP の 5.19 項に示されている。

に関する情報は移転先企業の財務諸表利用者にとって有用であるため、当該差額について資本に認識した金額を、この差額が含まれている資本の内訳項目とともに開示すべきという予備的見解が示された。

(IASB の予備的見解)

130. 簿価法が適用される共通支配下の企業結合について、IASB の予備的見解は以下のとおりである。

- (1) IFRS 第 3 号「企業結合」における開示要求 (DP「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む。) の一部 (しかし全部ではない。) は適切である (DP 5.19 項、5.21 項及び表 5.1 参照)。
- (2) IASB は結合前情報の開示を要求すべきではない。
- (3) 移転先企業は次のことを開示すべきである。
 - ① 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について資本に認識した金額
 - ② この差額が含まれている資本の内訳項目

質問 11

5.5 項から 5.12 項は、取得法が適用される共通支配下の企業結合についての次のような当審議会の予備的見解を議論している。

- (a) 移転先企業が、IFRS 第 3 号「企業結合」の開示要求 (ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む) に準拠することを要求すべきである。
- (b) 当審議会は、これらの結合に関する情報 (特に、結合の条件に関する情報) を提供する際に、それらの開示要求を IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」における開示要求とともに適用する方法についての適用指針を提供すべきである。

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

質問 12

5.13 項から 5.28 項は、簿価法が適用される共通支配下の企業結合についての次のような当審議会の予備的見解を議論している。

- (a) IFRS 第 3 号「企業結合」の開示要求 (ディスカッション・ペーパー「企業結合 — 開示、のれん及び減損」から生じる当該要求事項の改善を含む) の一部 (しかし全部では

ない)は適切である(5.17項及び5.19項で要約している)。

(b) 当審議会は結合前情報の開示を要求すべきではない。

(c) 移転先企業は次のことを開示すべきである。

(i) 支払対価と受け取った資産及び負債の帳簿価額との差額について資本に認識した金額

(ii) この差額が含まれている資本の内訳項目

当審議会の予備的見解に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのようなアプローチを提案するか、また、その理由は何か。

ディスカッション・ポイント

DPの概要のうち、開示要求(第5章)について、ご質問があればいただきたい。

以 上